

DTI 光 with フレッツ利用規約

2009 年 10 月 1 日

株式会社ドリーム・トレイン・インターネット

目 次

第1条	規約の適用
第2条	規約の変更
第3条	通知
第4条	申込みを行うことができる者の条件
第5条	Bフレッツ対象タイプ
第6条	会員による解約
第7条	当社による解約
第8条	東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社の電気通信サービスに関する手続き の代行
第9条	料金等の計算方法
第10条	会員情報の提供
第11条	月額料金の支払い方法
附 則	

第1条(規約の適用)

当社は、この DTI 光 with フレッツ利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これにより DTI 光 with フレッツ(以下、「本プラン」といいます。)を提供します。

2 第3条(通知)、当社がその他の方法で行う案内及び注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとし、

3 本規約は、当社が定める「インターネット接続サービス利用規約」に優先して適用されるものとし、本規約に記載のない事項は、当社が定める「インターネット接続サービス利用規約」によるものとし、

第2条(規約の変更)

当社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとし、この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条(通知)

当社から会員への通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとし、

2 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点又は電子メール及び書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとし、

第4条(申込みを行うことができる者の条件)

本プランの申込みを行うことができる者は、東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社との間で、東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社が定める「IP 通信網サービス契約約款」に基づく契約を締結している者又は締結する者に限ります。また以下の契約に対し、2009年10月1日以降に東日本電信電話株式会社へ申込をした会員を除き、本プランの適用を受けることはできません。

(1)B フレッツ、フレッツ 光ネクスト月額利用料等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等の場合

(2)フレッツ・グループアクセスの月額利用料金の請求方法が管理者一括請求の場合

(3) 東日本電信電話株式会社提供の「@ビリング」/西日本電信電話株式会社提供の「My ビリング」をご契約の場合

(4)学校向け特別割引プラン(スクールタイプ含む)の場合

第5条(B フレッツ対象タイプ)

本プランの対象となる B フレッツ、フレッツ・光プレミアム、フレッツ 光ネクストのタイプ等(以下、「対象タイプ等」といいます。)は、別途当社の定めるところとします。

第6条(会員による解約)

会員は、本プランを解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により通知するものとし、

2 当社は、前項において、当月の 25 日までにその通知を確認できた場合、当月末日をもって当社と会員の間の契約に限って解約を行うものとし、26 日から末日までにその通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に当社と会員の間の契約に限って解約を行うものとし、

3 会員は、前項の規定に基づき、当社が解約をした時点において発生している料金等について、「インターネット接続サービス利用規約」及び本プランに基づき支払うものとし、

4 会員は、当社へ本プランの解約手続きをした場合、手続きが完了した日が属する月をもって本プランの適用を解除します。会員は東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社へ B フレッツ、フレッツ・光プレミアム、フレッツ 光ネクスト等の廃止・名義変更の手続きをした場合は、当社への手続きも行

わなければなりません。なお、手続きがない場合は、当社との本プランは継続するものとします。

第7条(当社による解約)

「インターネット接続サービス利用規約」第 16 条に基づく解約については、当社と会員との間の契約に限って行うものとします。

第8条(東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社の電気通信サービスに関する手続きの代行)

当社は、本プランの申込みがあったときは、東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社の電気通信サービスの利用に係る申込み手続きの代行を行います。

第9条(料金等の計算方法)

「インターネット接続サービス利用規約」第24条第2項の規定にかかわらず、料金等を日割りする場合があります。

第10条(会員情報の提供)

当社は、本プランの提供に必要な範囲で、東日本電信電話株式会社から請求があったときは、会員に関する情報を東日本電信電話株式会社へ提供するとともに、東日本電信電話株式会社から会員に関する情報の提供を受けるものとします。

第11条(月額料金の支払方法)

本プランの適用を受け、適用期間中の暦月の起算日(当社が定める毎暦月の一定の日をいう。)から2009年9月30日以前に申込をした会員については、次の暦月の起算日の前日までの間にかかるBフレッツ、フレッツ 光ネクスト等の利用料金および DTI の利用料金を合わせた額を、当社よりご請求します。

本プランの適用を受け、2009年10月1日以降に申込をした会員については、Bフレッツ、フレッツ 光ネクスト等の利用料金は東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社より会員へ直接請求され、DTI の利用料金は当社よりご請求します。

上記 DTI の利用料金は、別途当社の定めるところとなります。ただし、以下の料金については、申込の日付にかかわらず東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社から会員へ直接請求されません。

- (1) ひかり電話に係る料金
- (2) フレッツ・オンデマンドに係る料金
- (3) Lモードオンフレッツに係る料金
- (4) フレッツ・スクウェアに係る料金
- (5) 会員が東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社から購入する端末設備に係る料金
- (6) 前各号のほか、当社又は東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社が別に定めるものに係る料金

2 前項の規定にかかわらず、東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社が定める「IP通信網サービス契約約款」に定める事由又は当社と会員との契約が解約になったこと等により、B フレッツ、フレッツ 光ネクスト等の利用料金を東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社が直接会員に対して請求することがあります。

附 則

この利用規約は、2008年1月29日から実施します。
この利用規約は、2008年3月31日から実施します。
この利用規約は、2008年11月18日から実施します。
この利用規約は、2009年5月1日から実施します。
この利用規約は、2009年10月1日から実施します。